

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美里町長 相澤 清一

市町村名 (市町村コード)	美里町 04505
地域名 (地域内農業集落名)	南小牛田地区 (町一、町二、町三、町四、下の上、下の中、下の下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月30日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 ※変更なし

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、江合川右岸の平坦な水田地帯で、明治・大正にかけて10aの区画整理が完了しているが、近代農業機械の大型化や農業生産の集団化へ対応するため、平成31年から大区画の圃場整備事業に取り組んでいる。水田の汎用化、農地の高度利用を進めながら、農地を集積する必要がある。

農業経営体については、減少傾向にあり、平均年齢も年々上昇している状況にある。また、働き方改革や定年延長など、社会環境の変化から、多様な経営体が共存共栄できる環境が求められている。

今後、生産性の向上と自主自立的な農業経営の実現に向けてほ場整備事業などを活用した農地集積を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業経営体については、減少が予測される中であって、地域農業を担う多様な担い手が共存共栄できる環境を創出する。

農地については、「農地集積」から「農地集約」へと土地利用の意識改革を図り、栽培品目の集団化による管理の簡略化に取り組む。未整備の農地については、受け手の経営に配慮し、受け手に過度な負担を強いることがないように地域で支えていくこととし、保全活動を行ったり、新規就農者等が利用できる農地として検討したりと、地域が協力して取り組んでいく。また、担い手が中間管理機構と農地の賃料交渉を適切に行えるように農地の評価基準の明確化、基準賃料の設定、交渉に関する相談窓口の設置などを検討する。

農業経営については、農業機械を共同所有する機械利用組合などの体制を築き個別経営体の経済的負担を減らす取組みを行う。米、大豆及び麦のブロックローテーション等を行い、収益性の高い営農を目指す。一方、魅力的かつ持続可能な農業を実現するため、農業経営体の法人化を行い、農作業の受託、施設園芸などの高収益作物の生産及び販売体制を構築し、新規就農者の参入や後継者の育成に適した環境を創出する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ※変更なし

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	166 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 ※変更なし

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進を図る。 目標地図に則し計画的な農地の集積、集約化を進める。 目標地図に位置付けられていない経営体による耕作を妨げない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
本地区全体の農地を農地中間管理機構に貸付し、担い手の経営意向に配慮しつつ、計画的な農地の集積、集約化を誘導する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
大規模経営及び中規模経営を展開する中心的な担い手と小規模経営を行う経営体を考慮した目標地図のゾーニングにより、多様な経営体が共存共栄できる環境に配慮する。 法人設立を目指す集落営農組織のほか、作業集団などの担い手組織の法人化を支援する。また、労働力不足を解消するため、多様な働き方を可能とする雇用形態の創出、経営体間における融通体制の構築を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託については、需要増加が見込まれることから、農業協同組合等の受託者となり得る組織の育成及び、受委託のマッチング機能の構築を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策を実施する。
- ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。
- ③労働環境の改善や労働力不足の解消を図るため、スマート農業機械の導入を推進する。
- ④新たな市場の開拓に向け、輸出米等の取組を推進する。
- ⑦農業農村が有する多面的機能の発揮を図るため、土地改良施設等の保全管理を推進する。
- ⑧農業用施設の長寿命化対策を講じるとともに、省エネやCO2削減など施設の近代化、機能強化等を促進する。
- ⑨環境への負荷軽減及びコスト削減を図るため、畜産農家と連携し資源循環型農業を推進する。